



「岸和田市公共施設等総合管理計画」(R8年〇月改訂)
概要版(案)

1.計画について

【計画策定の背景及び計画期間】
 全国的な老朽化対策の必要性を踏まえ、国は公共施設等総合管理計画の策定を地方公共団体に要請しました。本市はこれに先行し、いわゆるハコモノの最適化の方針を定めていた関係上、平成28年にインフラも含めた全ての公共施設を対象とした公共施設等総合管理計画と、庁舎等を除いたハコモノを対象とした公共施設最適化計画を策定しました。
 計画期間は平成28年度から令和17年度までの20年間としたうえで、令和7年度までの10年間の第1期、令和8年度から令和17年度までの10年間の第2期と設定しました。

【令和7年度改訂の視点】
 ・総合管理計画と最適化計画の一元化
 ・共通事項編、建築物系公共施設編、インフラ・プラント系施設編の3部構成に改訂
 ・行革プランで掲げる「需要や求められる機能の変化に適合した再編方針設定」、「トータルコストの効果額に着目したマネジメント」への対応

指針にて、計画に記載すべき事項を傳達。

岸和田市自治基本条例

まちづくりの基本的な方向性を明示し、すべてのまちづくり活動の根拠となる計画

総務省指針

将来ビジョン・岸和田(第5次総合計画)

公共施設等総合管理計画
 公共施設等全体を対象として、大きく「建築物系公共施設」と「インフラ・プラント系施設」に区分を行い、それぞれの施設の基本的な方向性を示す計画
 全体的な施設の方針・延床面積の削減目標を設定

関連計画
 ・新“岸和田”づくり(都市マスタープラン)
 ・岸和田市行財政改革プラン(行革プラン)
 ・岸和田市交通まちづくりアクションプラン
 ・岸和田市立地適正化計画 等



個別施設計画
 (個別施設ごとの保全・更新計画)

土地利用やインフラ施設を中心としたまちづくりの方針を定めた計画(都市マスタープラン)や、行政の経営資源の最適化を図るプラン(行革プラン)等の関連計画との整合を図る



建築物系公共施設

- 幼稚園・保育所(幼稚園・保育所・認定こども園など)
- 学校教育施設(小学校・チビッコホーム・中学校など)
- 社会教育施設(公民館・図書館など)
- 体育施設(体育館・プールなど)
- 文化振興施設(ホール・会館)
- 福祉施設(高齢者関連施設・保健センターなど)
- 公営住宅(公営住宅)
- その他の公の施設(観光施設・駐車場など)
- 庁舎施設(本庁舎・消防庁舎など)
- その他の公用施設(環境整備事務所・学校給食センター等)
- 公営企業等施設(競輪場・病院)

第二部



対象とする施設

第三部



インフラ施設

- 道路(舗装・立体横断施設・照明・交通安全施設・街路樹など)
- 橋梁
- 河川(普通河川・準用河川・水路など)
- 公園(都市計画公園・その他都市公園・児童公園・ちびっこ広場)
- 消防水利施設(消火栓・防火水槽)
- 農林業用施設(農業用排水施設・農道施設・林道施設など)
- 下水道(管渠、人孔など)

プラント施設

(下水道処理場・ポンプ場など)

第一部は共通事項

2. 令和8年3月末時点の施設保有量と第1期計画期間の進捗状況

(1) 本市の施設保有量

令和8年3月末時点の本市の施設保有量は、建築物系公共施設で約52万㎡、道路578km、河川28.6km、橋梁238橋、公園311ヶ所、下水道922km等を保有しています。(他、農林業用施設や消防水利施設等を保有)

(2) 第1期計画期間の進捗

令和7年度改訂で、目標を再設定します

本市では、市役所本庁舎等の庁舎施設や、市民病院等の公営企業等施設を除いた建築物系公共施設に関して、岸和田市公共施設最適化計画で**令和7年度までに延床面積の3%削減**、**令和17年度までに30%削減**を目標に掲げていました。

この目標の達成状況について確認すると、庁舎施設や公営企業等施設を除いた令和7年度末の延床面積の総量は約43万㎡となっており、計画策定当初からの10年間で約1万㎡延床面積が減少しています。しかしながら、**減少率は約2.6%と当初目標としていた数値3%には届いていません**。(表の青枠が削減目標対象施設)

ただし、供用廃止後に**未解体の施設を除却予定として整理した場合**、削減率は**3.6%**となり目標値を上回る見込みです。

なお、インフラ・プラント系施設については、機能の代替性等がなく、長寿命化・効率的な維持管理が基本となるため、削減目標は掲げておらず、改訂版においても削減目標は設定しません。

建築物系公共施設保有量の推移

用途	No.	施設類型	施設数			面積 (解体等未済施設面積も計上)			面積 (供用廃止施設を0㎡とした場合)		
			①R7改訂時	②H27策定時	推移量①-②	①R7改訂時	②H27策定時	延床面積推移量①-②	①R7改訂時	②H27策定時	延床面積推移量①-②
幼稚園・保育所	(1) 幼稚園		21 (18)	23	-2 (-5)	12,700.00	14,100.00	-1,400.00	10,528.00	14,100.00	-3,572.00
	(2) 保育所等		11 (10)	12	-1 (-2)	9,166.71	8,829.24	337.47	8,592.02	8,829.24	-237.22
	(3) 認定こども園		2 (2)	0	2 (2)	2,773.33	0.00	2,773.33	2,773.33	0.00	2,773.33
	(4) 小学校		24 (24)	24	0 (0)	139,811.82	140,946.17	-1,134.35	139,811.82	140,946.17	-1,134.35
学校教育施設	(5) チビッコホーム		23 (23)	23	0 (0)	3,318.52	2,157.99	1,160.53	3,318.52	2,157.99	1,160.53
	(6) 中学校		11 (11)	11	0 (0)	92,481.88	92,481.88	0.00	92,481.88	92,481.88	0.00
	(7) 高等学校		1 (1)	1	0 (0)	14,589.76	15,320.76	-731.00	14,589.76	15,320.76	-731.00
	(8) 教育センター		1 (1)	0	1 (1)	630.00	0.00	630.00	630.00	0.00	630.00
	(9) 公民館等		20 (18)	19	1 (-1)	21,529.77	21,412.34	117.43	20,938.73	21,412.34	-473.61
社会教育施設	(10) 図書館		6 (6)	6	0 (0)	4,047.40	4,047.40	0.00	4,047.40	4,047.40	0.00
	(11) 自然資料館		1 (1)	1	0 (0)	1,596.34	1,596.34	0.00	1,596.34	1,596.34	0.00
	(12) 体育館		6 (5)	7	-1 (-2)	14,860.21	15,778.19	-917.98	14,440.38	15,778.19	-1,337.81
体育施設	(13) プール		13 (13)	13	0 (0)	4,275.78	4,275.78	0.00	4,275.78	4,275.78	0.00
	(14) 運動広場等		19 (19)	19	0 (0)	831.36	831.36	0.00	831.36	831.36	0.00
文化振興施設	(15) ホール・会館		3 (3)	3	0 (0)	33,922.63	33,922.63	0.00	33,922.63	33,922.63	0.00
福祉施設	(16) 高齢者関連施設		2 (2)	4	-2 (-2)	6,619.64	7,527.66	-908.02	5,817.24	7,527.66	-1,710.42
	(17) 保健福祉施設		2 (2)	3	-1 (-1)	5,749.03	7,368.88	-1,619.85	5,749.03	7,368.88	-1,619.85
公営住宅	(18) 公営住宅		13 (13)	18	-5 (-5)	36,831.84	39,592.56	-2,760.72	36,831.84	39,592.56	-2,760.72
	(19) 観光施設		5 (5)	6	-1 (-1)	5,712.14	10,341.03	-4,628.89	5,712.14	10,341.03	-4,628.89
その他の公の施設	(20) 産業振興施設		0 (0)	2	-2 (-2)	0.00	2,385.04	-2,385.04	0.00	2,385.04	-2,385.04
	(21) 農業関連施設		1 (1)	1	0 (0)	348.36	348.36	0.00	348.36	348.36	0.00
	(22) 男女共同参画センター		1 (1)	1	0 (0)	957.14	648.33	308.81	957.14	648.33	308.81
	(23) 消費生活センター		1 (1)	1	0 (0)	116.64	155.62	-38.98	116.64	155.62	-38.98
	(24) 駐車場		3 (3)	3	0 (0)	10,037.97	10,037.97	0.00	10,037.97	10,037.97	0.00
	(25) 自転車等駐車場 (駐輪場)		11 (11)	11	0 (0)	6,842.56	7,192.97	-350.41	6,842.56	7,192.97	-350.41
庁舎施設	(26) 本庁舎		5 (5)	5	0 (0)	16,340.66	16,340.66	0.00	16,340.66	16,340.66	0.00
	(27) 市民センター (※)		0 (0)	0	0 (0)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	(28) 支所・サービスセンター		6 (6)	6	0 (0)	956.73	956.73	0.00	956.73	956.73	0.00
	(29) 消防庁舎		9 (8)	8	1 (0)	7,016.12	6,307.36	708.76	6,866.20	6,307.36	558.84
その他の公用施設	(30) その他の公用施設等		14 (14)	14	0 (0)	7,588.87	4,557.62	3,031.25	7,588.87	4,557.62	3,031.25
公営企業等施設	(31) 競輪場		2 (2)	2	0 (0)	27,362.64	36,760.64	-9,398.00	27,362.64	36,760.64	-9,398.00
	(32) 病院		1 (1)	1	0 (0)	34,267.08	34,267.08	0.00	34,267.08	34,267.08	0.00
合計			238 (231)	248	10 (-17)	523,282.93	540,488.59	-17,205.66	518,573.05	540,488.59	-21,915.54
全体削減率								-3.2%			-4.1%
うち、削減目標対象施設面積合計 (旧公共施設最適化計画対象面積)						430,707.56	442,255.23	-11,547.67	426,147.60	442,255.23	-16,107.63
削減目標対象施設削減率								-2.6%			-3.6%

約1万㎡削減
削減2.6%

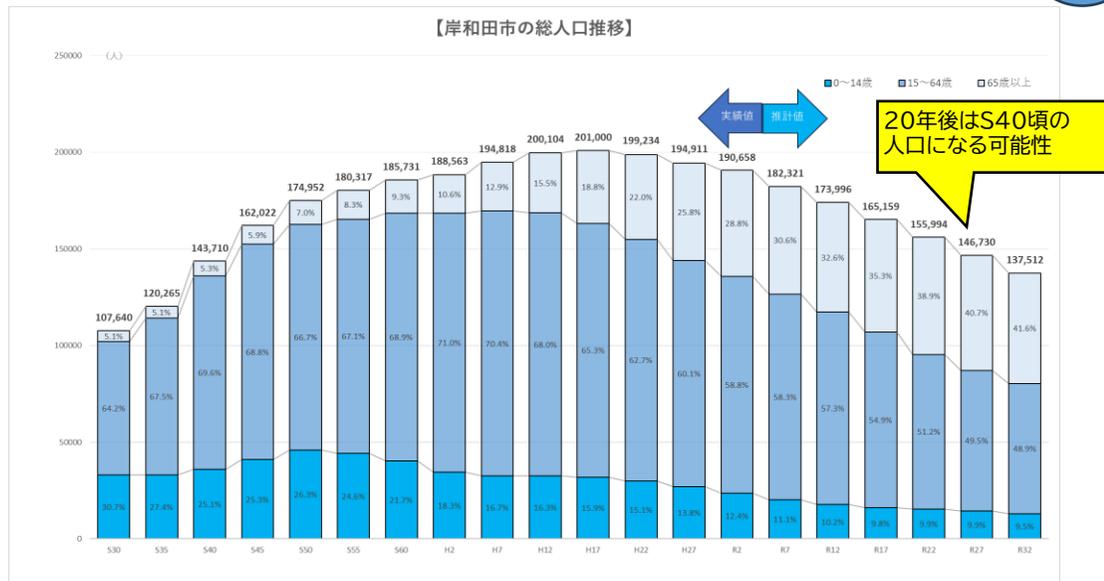
3. 公共施設を取り巻く現況と課題

(1)本市の人口の現状と課題

本市の人口は平成17年をピークに減少局面へ入り、令和27年頃には昭和40年当時の規模まで縮小すると推計されています。

また、税収基盤を支える主要層である生産年齢人口(15～64歳)及び市の将来を担う年少人口(0～14歳)は減少し続ける一方で、65歳以上の人口は増加し続け、少子高齢化が進むと見込んでいます。

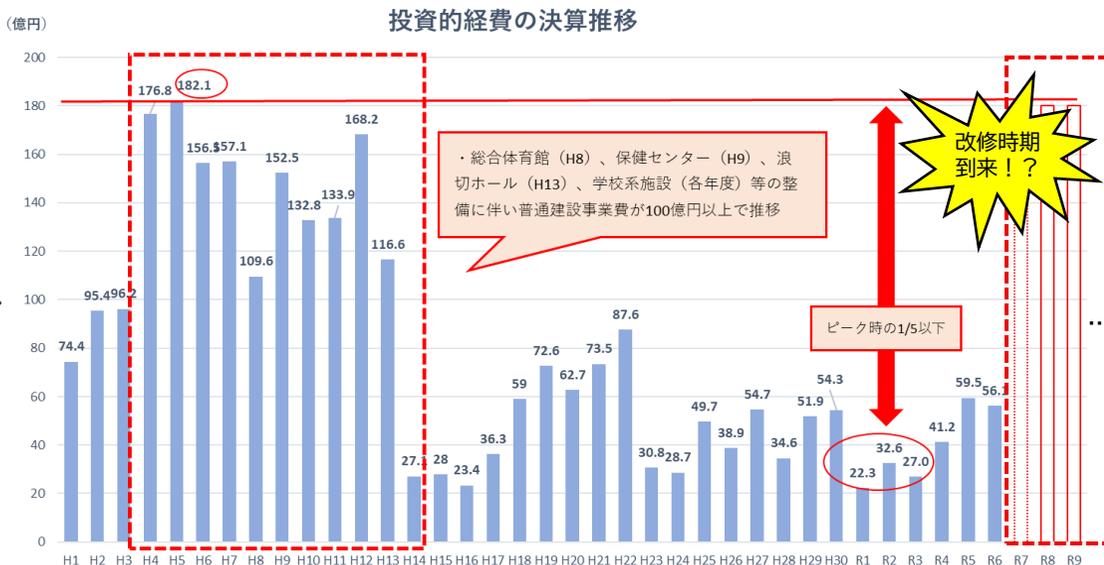
これらの人口構造変化を踏まえ、長期視点による公共施設総量の調整、機能再編及び長寿命化を計画的に進める必要があります。



(2)本市の財政の現状と今後の更新需要の見込み

本市の財政は、扶助費をはじめとする義務的経費が高い割合を占めており、近年は普通建設事業費は抑制傾向にあり、30～40年前に比べると非常に少ない金額となっています。そして今後は、その平成初期頃に集中的に整備された公共施設が今後一斉に更新(大規模改修)期を迎えることから、老朽化対応・改修・建替費用の増大は避けられず、財政負担の圧迫が確実視されています。

また、人口減少と生産年齢人口・労働人口の縮小により税収基盤の拡大が見込めない中、更新費と維持管理費が同時期に集中することは、財政運営の硬直化をさらに進める要因となります。



☆人口減少 × 高齢化加速 × 生産年齢人口・労働人口縮小 × 義務的経費の高い割合

→ 従来の施設規模と配置を維持することは財政的に現実的ではなく、総量削減・再配置・長寿命化が必須

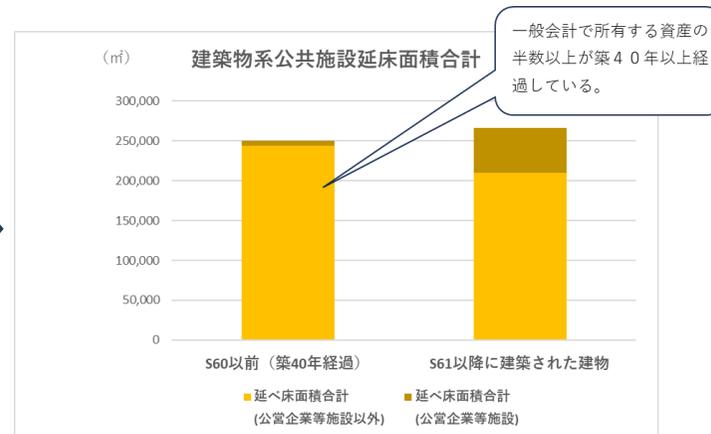
4. 施設の現状

(1) 施設の老朽化状況

本市の建築物系公共施設は、高度経済成長期の人口急増に伴い昭和40～60年に集中的に整備された建築物が多数を占めており、公営企業分の施設を除くと、総延床面積の約半数がこの時期に建設された施設で構成されています。これらの施設は築40年以上経過し、老朽化・劣化が進行していることから、**今後長寿命化や建替え、集約、廃止等の検討・判断が必要**となります。

特に学校施設においては、昭和60年までにほとんどが整備されており、今後の判断を同時期に迫られることから、計画的な更新平準化が不可欠となります。

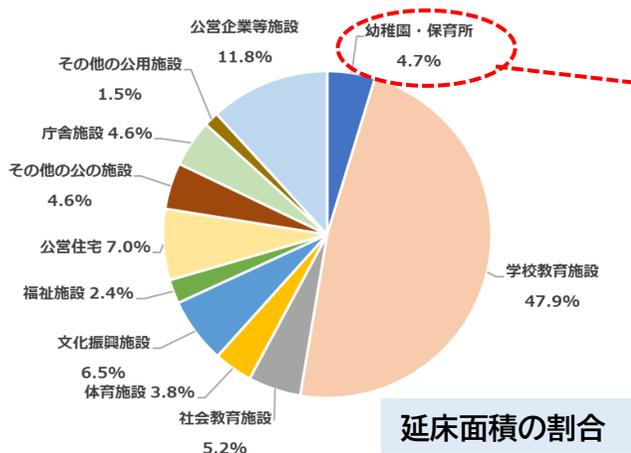
また、インフラ・プラント系施設についても配管・路面基盤等の耐用年数経過が進んでおり、長寿命化計画に基づく段階的更新が必要です。



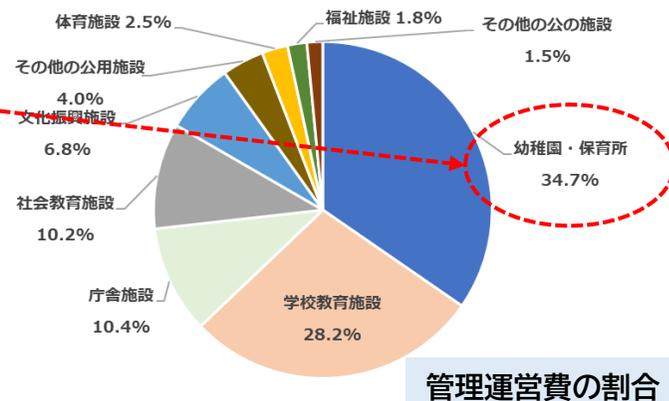
(2) 施設の管理運営費

建築物系公共施設の管理運営費に関しては、公営住宅や自転車等駐車場(駐輪場)といった使用者からの使用料等で管理運営費の殆どを賄う施設が一部あるものの、それ以外は市民からの税金等(一般財源等)で賄われている状況であり、利用の有無にかかわらず市民全員で施設の運営を支えているということになります。

また、全体の約5%しか延床面積をもたない幼稚園・保育所ですが、主な建築物系公共施設の管理運営費の割合になると約35%を占めており、**延床面積の状況だけでなく、管理運営費を分析することは、施設再編において重要な事項**となることが確認できます。



施設を維持するために必要な経費は、施設の保全費用だけではない！！
延床面積を削減することで得られる管理運営費の削減効果についても検証が必要！！



老朽化施設は、長寿命化、集約・複合化、廃止の検討が必要であり、その際は管理運営費の状況も考慮が必要

(3)施設の稼働率

本市が、令和5年度に行った施設の稼働率(令和4年度実績)の分析結果では、学校施設を除いた公共施設全体の平均稼働率は28%程度と低位となっています。しかしながら、機能別に確認すると、軽運動機能や屋内体育機能、武道機能を有した諸室の稼働率は、40%を超え、屋内体育機能は52%と最も高い稼働率となっています。一方で、和室、保育、調理、実習機能をもった諸室は11%~21%と稼働率は低く、使用可能時間の8割から9割が使用されていないという結果となっています。

平日・土日の稼働率の差、時間帯による稼働率の差は多少ありますが、市民の利用する**公の施設全体の平均稼働率は概ね30%程度**であり、使用可能時間のうち、**70%が使用されていない状況**です。これは、施設の保全費用や管理運営費の多くが施設の利用者の負担ではなく**税金等(市民全員の負担)**で賄われていること、今後の人口減少等を踏まえると改善しなければなりません。

施設の機能とは？

稼働率分析結果要約(学校を除く)

稼働率が高い機能

- ・屋内体育施設・・・52%
- ・武道・・・・・・・47%
- ・軽運動・・・・・・・42%

稼働率が低い機能

- ・和室・・・・・・・11%
- ・調理・・・・・・・18%
- ・保育・・・・・・・18%
- ・実習・創作・・・21%

この調査では、設置目的の異なる複数の施設が同じ機能を保有していることも確認しています。施設整備当時の政策目的を反映して整備したことや、地域施設には原則同じ機能をもたせることに努めた結果であると考えますが、施設の稼働率を考慮すると供給過剰な機能があると言わざるを得ない状況です。

次項の市民アンケートの結果も踏まえて、施設の再配置の際に集約化、機能廃止等を検討し、多目的に施設を使用できるような配置を行う必要があります。

稼働率向上のため、
多目的利用を検討

ニーズの低い施設は、集約化
等により適正な供給量を提供

機能	定義
学習	机や椅子があり教える者教えられる者に分かれた学習(教育)や研修、自習が実施できる。
会議・集会	共通の目的のために、複数人が集まることができる。
展示	作品、資料等を公開できる空間があり、施設にきた人が観覧できる。
音楽・視聴覚	合唱、演奏活動、カラオケ、動画視聴等が実施できる。
調理	調理設備があり、食器類が存在し、調理ができる。
実習・創作	作業机や流し台が存在し、陶芸・絵画・手工芸等が実施できる。
和室	畳が敷かれた空間であり、囲碁・将棋、茶道・華道等が実施できる
保育	未就学児の保育利用ができる、又は、就学児童の一時預かり(学童保育等)ができる
ホール	防音機能がある空間で、コンサートや演劇が実施できる。
軽運動	体操・ダンス・卓球といった天井高を必要としない運動を行うことができる。
屋内体育	屋内スポーツに適した床、広さ、高さを有する空間であり、バレーボール、バスケットボール、バドミントン等が実施できる。
武道	柔道、剣道、空手等の武道ができる。
屋外体育	屋外で球技、陸上競技などのスポーツができる。
水泳	水泳ができる。
図書閲覧貸出	一定数の図書が保管され閲覧・貸出等ができる。
診療	医師が診察、診断、治療等を行うことができる。
居住	市民が居住できる。
避難所	避難所の指定を受け、避難所として利用できる。
相談・指導	間仕切り等によりプライバシーが守られる相談スペースがあり、職員等が市民からの相談対応・指導を行っている。

稼働率は高低があるものの全般的に低位。機能と量の最適化のために、機能集約や施設の多目的利用が必要

5. 市民のニーズ

(1) 市民アンケートの分析結果

① 本計画に対する市民の考え

本市が進める建築物系公共施設の集約・複合化及び床面積総量の縮小方針については、回答者の約75%が「おおむね賛成」と回答しており、人口減少・高齢化に伴う財政制約下での計画的縮減に理解が示されています。

一方で、施設類型ごとの施設の方針を問う設問や、集約化に伴う課題を問う設問の回答から総合的に市民の考えを確認すると、縮小には賛成するものの「サービス水準の維持」「アクセス性低下回避」「必要機能の喪失防止」が求められており、機能設計段階での配慮が必要です。

② 市民が公共施設を利用する頻度

施設利用頻度のアンケートでは、回答者の8割が年数回以下の利用であり、継続利用者（月1回以上）は2割に限られ、総量維持が必ずしも需要実態に一致していない現状が示されています。一方で、継続利用者は機能維持・拡充を求める傾向があり、多目的利用化や機能転用により「総量削減と利用価値確保の両立」を図る必要性があります。

③ 市民が求める機能と稼働率

市民が必要と考える機能は「診療（病院等）」46%、「図書閲覧・貸出」33%、「駐輪・駐車」28%が上位を占め、全世代共通で支持されています。一方、不要と回答された機能は「和室」「調理」が特に多く、全世代共通で低需要となっています。年代別でも、10代～70代以上のすべての層で、和室・調理・展示等の文化系室用途は必要性が低く評価されています。これに対し、診療・図書・駐輪・学習は高齢者層から若年層まで安定してニーズが確認され、基幹機能として維持が必要とされています。

アンケート結果において、ニーズが低い機能

・和室 ・調理

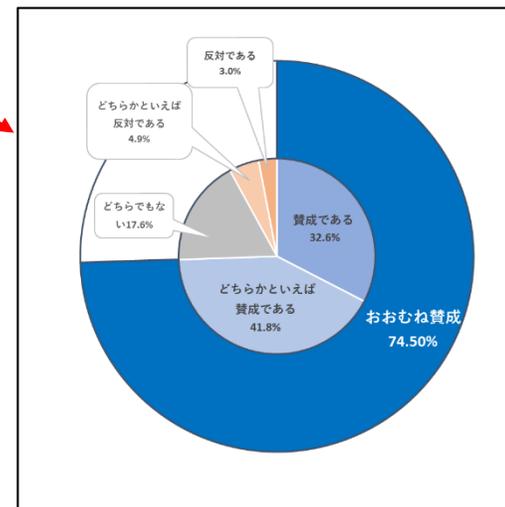
稼働率の低い機能

・和室 ・調理 ・保育 ・実習



アンケート調査と稼働率から、集約・複合化の取組みとして、例えば左記の機能の集約による総量削減が考えられるが、集約化の際は、可能な限り、別施設の多目的利用対応による機能の喪失防止やアクセス性低下の回避に取組み、サービス水準を維持するための工夫も合わせて行うことが必要。

Q 建築物系公共施設については、集約化・複合化等により床面積の総量を削減し、少子高齢化が進む中でも必要性の高い公共サービスを将来にわたり維持していこうとしています。この考えに近いものを教えてください。



6. 施設再配置におけるさまざまな視点(人口カバー率等)

(1) アンケートから見る市民の徒歩移動の範囲

市民アンケート結果によれば、3人に2人の市民が2km程度の徒歩移動が可能と回答しており、3人に2人が自転車での移動可能範囲を3km以上としていることを踏まえると、多くの市民にとって2kmは日常生活上の無理のない移動範囲と考えられます。また、片道2kmの距離を徒歩で往復すると、おおよそ6000歩から7000歩程度の歩数となり、厚労省「健康日本21」で健康維持のために推奨されている歩数となります。

(2) 人口カバー率の分析

【圏域定義】

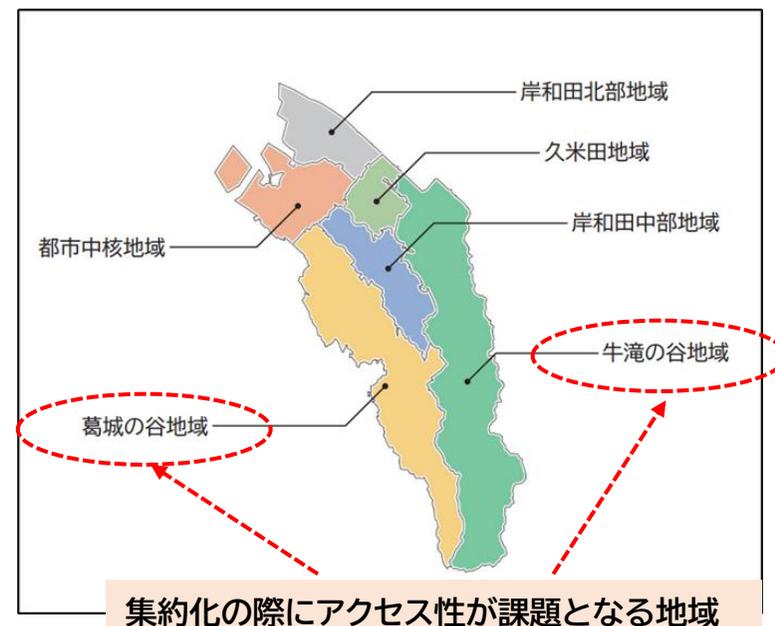
一次生活圏・小学校区 二次生活圏・中学校区 三次生活圏・6圏域

建築物系公共施設の施設類型ごとの人口カバー率分析では、一次生活圏の市民を主な利用者と想定する施設は半径1kmで約90%、2kmでほぼ100%を達成し、徒歩圏での施設利用保障が概ね確保されています。二次生活圏の市民を主な利用者と想定する施設も2kmで90%以上、3kmで100%に近いカバー率となっており、全市民の利用を想定した施設以外の「地域施設」に関しては、多くの市民が当該施設から多くの市民が2km圏域内に居住しているといえます。(大沢山荘を除く)

加えて、この傾向が全地域にあてはまるかどうかについて、6圏域ごとに状況を確認したところ、都市中核・岸和田北部・久米田地域では、三次生活圏対象施設を除いて2km圏でほぼ全域カバーが成立し、三次生活圏対象施設でも3km範囲で100%の人口カバー率となっています。

その一方で、葛城の谷・牛滝の谷地域では、2km圏カバー率が他圏域より低位となり、徒歩アクセス性の課題が顕著となっています。

人口カバー率が高い地域においては、同種の施設が複数配置されている場合も多く、市民の利便性を大きく損なうことなく、様々な政策目的をもった拠点を一つの場所に整備することも可能ですが、カバー率の低い地域では異なる政策目的をもつ施設の集約化等を行うことが比較的難しい場合もあり、地域差が存在している状況となります。



(3) 建築物系公共施設の再編時に考慮する拠点性等の観点

本市の公共施設再編にあたっては、人口カバー率や地形条件を踏まえ、地域ごとの「拠点性」やアクセス性の差異を考慮する必要があります。平地部では異なる設置目的をもった多くの施設の機能集約・複合化による効率的な配置が可能と考えられる一方、山間部では徒歩・自転車圏での拠点成立が難しく、異なる設置目的をもった多くの施設を集約化し拠点を形成することが難しい場合もあり、全市域一律の対応ではなく、個別最適な配置が求められます。また、補完性、防災、広域連携、公民連携といった観点を総合的に取り入れ、政策目的の効果的達成と利便性確保を両立する再編を推進することが重要です。

集約や複合化(多目的な施設利用)等の際は、移動可能範囲や拠点形成の観点からも検討する必要がある

7. 建築物系公共施設の保全費用及び充当可能な財源規模等

試算に用いる耐用年数変更 改訂前65年→改訂後80年

(1) 目標耐用年数を80年とし、現在の施設を維持した場合の保全費用

将来にわたって公共施設を引き続き使用するためには、その費用を賄う財源の確保が必要になります。以下では、どの程度の財源を確保する必要があるかについて試算します。

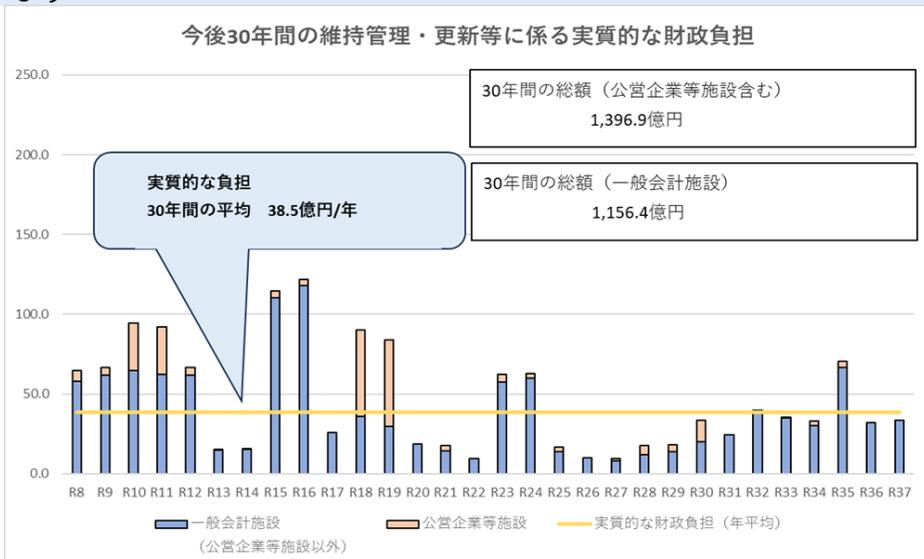
改訂前の計画では、耐用年数を65年としていましたが、今回の改訂では、建築物系公共施設の5割弱を占める学校施設が長寿命化対象施設の目標使用年数を80年設定していること等を踏まえ、長寿命化の観点から耐用年数を80年とし、修繕周期を設定しました。

この、更新サイクルの見直し、現状施設を引続き維持した場合、65年サイクルで更新するよりも、今後30年間は一定の費用削減効果が現れますが、施設の保有量は変わらず、集約化や複合化で得られる管理運営費の削減効果も生み出せないため、問題を先送りすることになります。

(耐用年数を80年とするものの留意点)

実際の公共建築物の耐用年数は、構造・部材の違いやこれまでの維持保全の実施状況により、施設ごとに相当な幅があります。施設によっては、60年程度経過した時点ですでに劣化が著しく進行し、建替えが必要となるケースもあります。各施設の耐用年数は、それぞれの実態を踏まえて適切に判断する必要があります。この計画で示した「耐用年数80年」という数字は、費用試算を行う際の前提条件の一つのパターンを示したものであり、「すべての建物を80年間使い続ける」というルールを設定したものではありません。

また、耐用年数が経過しておらず、まだ建物が使用できる状態であっても、利用者が著しく減ったり、近くの施設で代替することが可能となるなど、大がかりな改修を行うよりも、統廃合する方が便利であったり、市の課題解決につながるような場合には、耐用年数を待たずに、役割を終える(集約・複合化等を行う)施設も出てきます



(2) 施設の保全に投入することができる財源の規模

本市の財政計画(令和6年度)から、今後、建築物系公共施設の保全に投入することができる財源規模を確認すると、国・府補助金等の特定財源や交付税措置額等を除いた財源の規模の上限は、「約32億円/年」となりました。

しかしながら、前項では、耐用年数を80年とし、現状施設を維持した場合、施設の保全に投入することができる財源規模の上限32億円を超えて、年平均38.5億円必要と試算しています。これは、現状施設を引続きこのまま適切に維持していくためには保全費用が不足しているということであり、施設を適切に保全し、維持していくためには、総量削減の取組みが必要となります。

充当財源には限りがあり、現在の施設の維持・保全に投入することができる財源規模を確保できない

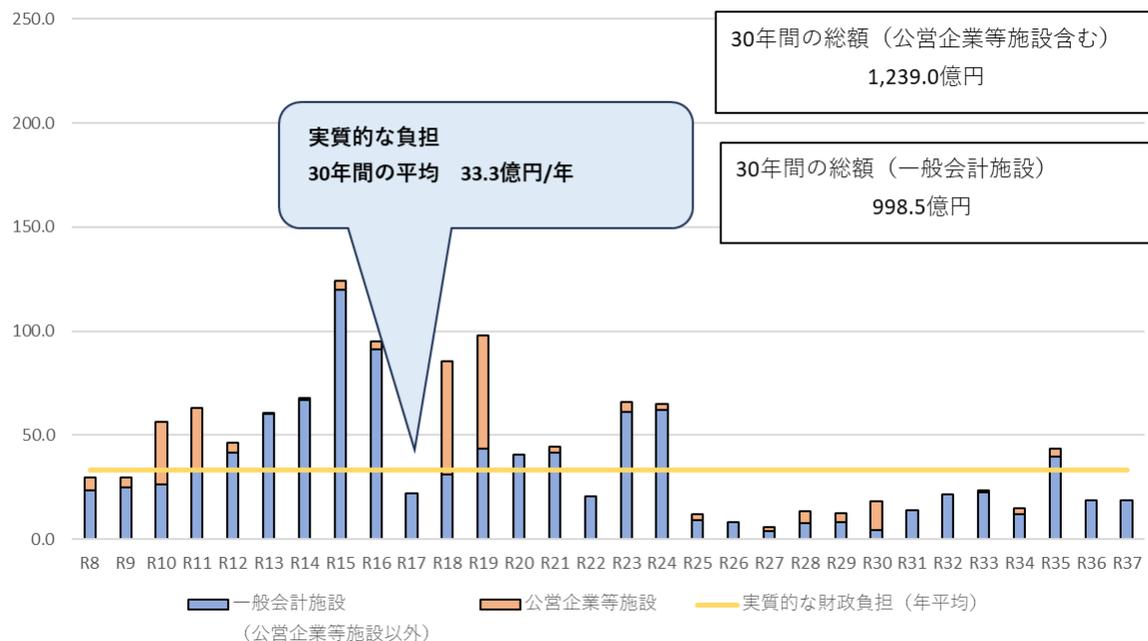
(3) 目標耐用年数を80年とし、総量削減に取り組んだ場合の保全費用

将来にわたって行財政の持続可能性を確保するためには、施設保有量の削減等に取り組み、財源のギャップを埋めることが必要です。

施設保有量の削減による財政効果は、削減の「量」だけでなく、その「スピード」によっても変動します。例えば、同じように施設の保有量を10%削減する場合でも、それを10年目に実施する場合と20年目に実施する場合とでは、30年間トータルの財政効果に大きな差が生じます。従って、施設保有量の削減目標は、単に目標終期の時点における削減量を示すだけでは不十分で、目標設定期間中に、どれだけの量を、どの程度のスピード感で削減していくのかを具体的にシミュレーションした結果を示す必要があります。

そこで、すでに本市が公表している個別の再編計画の内容等を踏まえ、施設の保有量を令和8年3月末時点から令和17年度までに10%、令和27年度までに15%削減した場合の施設保全費用を試算しました(※)。その結果、公営企業等施設を含む場合の実質的な財政負担は約1,239億円、一般会計施設(公営企業等施設を除いた場合)の実質的な財政負担は998.5億円で年間平均33.3億円となり、現状の施設保有量を維持する場合と比較して、年間平均5.2億円の保全費用削減が見込まれることが確認されました。

今後30年間の維持管理・更新等に係る実質的な財政負担



※ この施設保有量の削減量は、本計画策定年度の平成28年度を起点すると、令和17年度までに約14%、令和27年度までに約19%削減することに相当します。本計画では、計画期間が平成28年度から令和17年度であるため、以降の説明では平成28年度を起点とします。

シミュレーション結果における財政負担額の年間平均33.3億円は、試算した今後本市が施設の保全に投入することができる財源規模の上限年間平均約32億円を1.3億円上回り、この分の財源がなお不足する結果となっています。

他方、施設保有量を削減した場合、多くのケースでは、維持保全費だけではなく、管理運営費も削減されますが、この試算にはこの効果が一切含まれていません。この点、施設の管理運営コストの削減や財源確保に取り組むことにより、追加の財源を生み出すことも可能と考えられます。

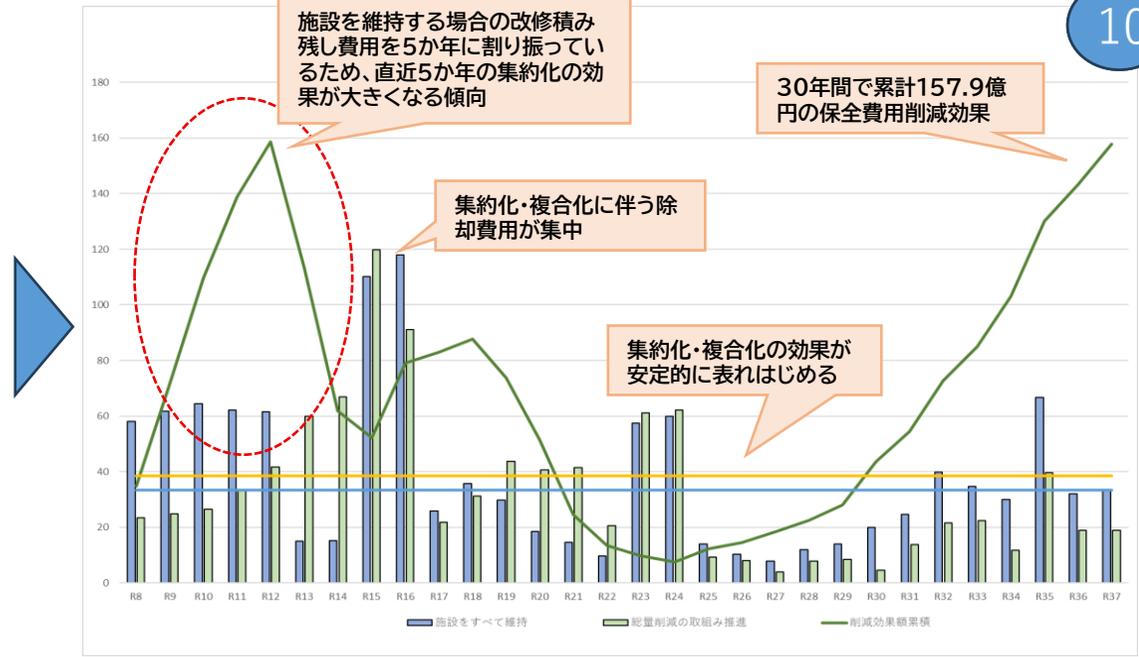
総量削減の取組みと管理運営費の削減効果によって、財源とのギャップを埋める取組みが必要

(4) 建築物系公共施設の総量削減の効果

平成28年3月の計画策定時点から令和27年度までの30年間で約19%の総量削減の取組みを推進することで得られる今後30年間の保全費用の削減効果は、約157.9億円と推定され、年間平均で、5.2億円/年の削減効果を見込んでいます。

ただし、当面の間は、施設の集約や複合化、施設の除却等に必要な投資が集中するため、総量削減の効果が安定的に表れるのは、令和25年頃以降となります。

以上を踏まえると、将来世代に大きな負担を残さない意味でも、総量削減の取組みを先送りすることなく、早い段階から削減に取り組むことが、効果発現の前倒しに繋がることがわかります。



(5) インフラ・プラント系施設の保全費用

本市が所有する道路や橋梁、公園といったインフラ・プラント系施設の保全費用について(公営企業分である下水道を除く)、それぞれの耐用年数で単純更新した場合(従来手法)と長寿命化等の個別計画を踏まえた場合(計画的手法)を試算しています。

従来手法で試算した場合、今後30年間の保全費用の合計が総事業費ベースで、約449.1億円、1年あたり約15.0億円必要となる見通しです。そのうち、国・府補助金等を除いた保全費用は1年あたり12.0億円を見込んでいます。

計画的手法で試算した場合、今後30年間の保全費用の合計が総事業費ベースで、約313.3億円、1年あたり約10.4億円必要となる見通しです。国・府補助金等を除いた保全費用は1年あたり8.8億円と見込んでいます。

計画的手法による保全費用の削減効果は、今後30年間の総事業費ベースで135.8億円と試算しています。

計画的手法をおこなっても、前項で算出したインフラ・プラント系施設に充当できる国・府補助金等の特定財源を除いた保全費用の水準6.4億円/年では、2.4億円/年の不足が生じる。インフラ・プラント系施設は総量削減の取組みが馴染まないため、更なる効率化や財源確保の取組みが必要。

(億円)

期間	単純更新 (従来手法) ①	長寿命化 (計画的手法) ②	効果額 ①-②
R8~R17	158.5	106.9	51.6
R18~R27	149.8	103.6	46.3
R28~R37	140.8	102.8	38.0
合計	449.1	313.3	135.8

※差引の差異は、四捨五入によるもの

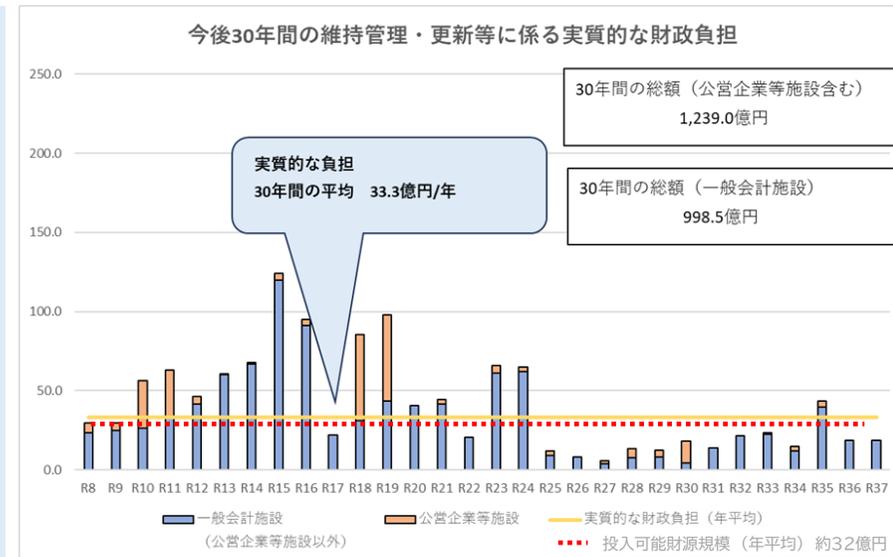
8. 延床面積削減目標と維持管理に係る基本方針

(1) 計画期間における建築物系公共施設の延床面積削減目標

平成28年の計画策定時点から令和17年度までの20年間で「14%」、令和27年度までの30年間で、「19%」削減した場合、管理運営費の削減効果も考慮すると、確保可能な財源規模の範囲内に収まると考えられることを確認しました。

また、早期に削減に取り組むことが財政効果の早期発現につながることがわかりました。

以上を踏まえて、本計画は、平成28年度～17年度までの「20年間」である（令和8年度から令和27年度までの「20年間」ではない）ことから、本計画における延床面積の削減目標を次のとおり設定しました。



平成28年度から令和17年度末までの20年間で14%の延床面積を削減する

※平成28年3月策定の公共施設最適化計画の対象施設範囲とした場合20年間で16%削減する

学校施設は、第一に教育的観点から検討し、適正規模・適正配置を進めます。
地区市民協議会のコミュニティ活動を行ううえで必要な機能を、本市の様々な公共施設で確保します。

(2) 維持管理に係る基本方針

建築物系公共施設の維持管理に係る基本方針

原則、単独建替えは行わず、施設の集約・複合化を含む統廃合や多目的利用等を検討・推進し、施設の保有量の適正化を図ります。その際には、**施設類型の設置目的や特徴、施設が対象とする生活圏域の状況を考慮し、サービスの質を維持するよう配慮します。**

また、計画的保全による長寿命化を推進し、施設の安全度や財政状況等とのバランスを考え、最善の保全を目指します。その他、まちづくりと連動したマネジメントの推進、効果的・効率的な維持管理・運営の実現、ユニバーサルデザイン化の推進や脱炭素化に係る取組を行います。

インフラ・プラント系施設の維持管理に係る基本方針

インフラ・プラント系の施設は、性質上、削減や集約できる施設は限定的であるため、計画的保全による長寿命化の推進や、適切な財源活用の推進、効果的・効率的な運営の実現を目指し、限られた予算と人員の中で新設から維持管理まで一体的なインフラマネジメントを推進し、将来にわたり持続可能な都市基盤の形成を目指します。